

平成29年12月6日
品川区教育会理科部

理科の授業で使用する試薬の管理について

○試薬管理の目的

- ・授業で使いやすく、安全な保管
- ・事故（盗難・紛失）への対応

○管理の手順

- ・劇物・毒物の薬品は必ず施錠できる薬品庫で保管する。保管している扉の前面に「劇物・毒物」のシール（表示）を貼る。合わせて、薬品管理簿及び薬品台帳を作成、管理する。
- ・劇物・毒物でない薬品は必ずしも薬品庫で保管する必要はない。薬品庫で保管する場合は、薬品管理簿及び薬品台帳を作成、管理する。
- ・試薬の使用にあたっては、開栓後、g単位で管理する。なお、試薬瓶ごとの秤量でよい。
- ・同じ試薬が複数ある場合は、1つずつ開栓する。
- ・薬品管理簿（見本あり）には、1種類の薬品につき、1枚ずつ作成する。
- ・薬品台帳（見本あり）は1本の試薬につき1枚つづ作成する。廃棄後、3年は保管する。